

青森県報

号外第十九号

平成二十四年
三月三十日
(金曜日)

人事委員会

人事委員会規則二〇(人事委員会事務局の組織)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

目 次

人事委員会

人事委員会規則二〇(人事委員会事務局の組織)の一部を改正する規則	(管理課) 一
人事委員会規則二二(人事委員会事務局処務規則)の一部を改正する規則	(同) 二
人事委員会規則二二(人事委員会事務局専決代決規則)の一部を改正する規則	(同) 三
人事委員会規則一五(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則	(職員課) 四
人事委員会規則一八(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則	(同) 五
人事委員会規則七〇(給料等の支給)等の一部を改正する規則	(同) 五
人事委員会規則二七(警察職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則	(同) 六
人事委員会規則三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則	(同) 六
人事委員会規則五一(へき手当等)の一部を改正する規則	(同) 八
人事委員会規則六七(管理職手当)の一部を改正する規則	(同) 九

人事委員会規則二〇(人事委員会事務局の組織)の一部を改正する規則

人事委員会規則二〇(人事委員会事務局の組織)の一部を次のように改正する。

第二条中「次の課」を「職員課」に改め、「管理課」及び「職員課」を削り、同条に次の一項を加える。

2 職員課に次のグループを置く。

一 総務・任用グループ

二 給与・審査グループ

第三条の見出しを「所掌事務」に改め、同条中「課の分掌事務」を「職員課の所掌事務」に改め、同条に次の各号を加える。

一 人事委員会の会議に関すること。

二 事務局職員の人事、給与、服務、研修及び厚生福利に関すること。

三 人事委員会の公印に関すること。

四 事務局の文書に関すること。

五 事務局の予算、決算及び経理に関すること。

六 事務局の物品の管理に関すること。

七 人事委員会の広報に関すること。

八 人事記録に関すること。

九 研修及び勤務成績の評定に関すること。

十 競争試験及び選考その他任用に関すること。

十一 職階制に関すること。

十二 服務に関すること。

十三 定年制に関すること。

- 十四 任期付研究員の採用等に関する事。
- 十五 任期付職員採用等に関する事。
- 十六 公益的法人等への職員の派遣に関する事。
- 十七 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する事。
- 十八 事務局の事務の総合調整に関する事。
- 十九 給与に関する事。
- 二十 勤務時間その他の勤務条件に関する事。
- 二十一 給与支払の監理に関する事。
- 二十二 勤務条件に関する措置の要求に関する事。
- 二十三 不利益処分に関する審査の請求に関する事。
- 二十四 職員の苦情処理の総括に関する事。
- 二十五 分限（定年制を除く。）及び懲戒に関する事。
- 二十六 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する事。
- 二十七 退職手当の支給制限等の処分についての意見、口頭による意見陳述の機会
の付与、書面又は資料の提出、陳述又は鑑定を要求その他必要な調査及び資料の
提出、意見の開陳その他必要な協力の要求に関する事。
- 二十八 厚生福利制度に関する事。
- 二十九 職員団体等の登録及び認証に関する事。
- 三十 労働基準監督機関の職権に関する事。
- 第三條中管理課の項及び職員課の項を削り、同条に次の一項を加える。
- 2 グループの分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 総務・任用グループ 前項第一号から第十八号に掲げる事務及び事務局の所掌
事務で給与・審査グループの所掌に属さない事務
 - 二 給与・審査グループ 前項第十九号から第三十号に掲げる事務
- 第四條の見出しを「（事務局の職及び職務）」に改め、同条第一項中「のほか課長」
を「課長及びグループマネージャー」に改め、同条第二項を次のように改める。
- 2 事務局長は、人事委員会の指揮監督を受け、事務局の局務を掌理し、所属の職員
を指揮監督する。
- 第四條に次の二項を加える。
- 3 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- 4 グループマネージャーは、上司の命を受け、グループの事務を掌理する。

- 第五條の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。
- 事務局に必要な応じ次の職を置く。
- 一 副参事
 - 二 総括主幹
 - 三 サブマネージャー
 - 四 主幹
 - 五 主査
 - 六 主事
 - 七 専門員
- 第五條第二項を削り、同条第三項中「課の分掌事務に係る」を削り、同項を同条第
二項とし、同条第四項中「課の分掌事務に係る」を削り、同項を同条第三項とし、同
項の次に次の一項を加える。
- 4 サブマネージャーは、上司の命を受け、グループマネージャーの補助的業務に従
事し、グループの事務を整理する。
- 第五條第五項中「課の分掌事務に係る」を削る。
- 附 則
- この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 人事委員会規則二二八（人事委員会事務局処務規則）の一部を改正する規則をこ
こに公布する。
- 平成二十四年三月三十日
- 青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一
- 人事委員会規則二二八（人事委員会事務局処務規則）の一部を改正する規則
- 人事委員会規則二二八（人事委員会事務局処務規則）の一部を次のように改正す
る。
- 第二条第一項第五号中「課長印」を「職員課長印」に改め、同条第四項中「管理課
長」を「職員課長」に改める。
- 第五条各号列記以外の部分中「管理課において收受し、」を削り、「手続き」を
「手続」に改め、同条第一号中「主務課別に」を削り、「管理課長」を「総務・任用
グループマネージャー」に、「主務課に」を「主務グループ」に改め、同条第二号

中「親展文書件名簿(第三号様式準用)」を「文書件名簿(第三号様式)」に、「管理課長」を「総務・任用グループマネージャー」に、「主務課」を「主務グループ」に改め、同条第三号中「管理課長」を「総務・任用グループマネージャー」に、「主務課」を「主務グループ」に改め、同条第四号中「主務課長」を「主務グループマネージャー」に改める。

第六条を削り、第七条第三項中「普通文書については」及び「親展文書については親展文書件名簿に」を削り、同条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とし、第三章中第十条を第九条とし、第十一条を第十条とし、第四章中第十二条を第十一条とし、第五章中第十三条を第十二条とし、第六章の見出しを「非常勤職員及び臨時職員」に改め、同条中「臨時的に」を「非常勤職員及び臨時職員の管理」に改め、同条中「臨時的に」を「非常勤職員及び臨時職員の管理」に改め、同条中「臨時的管理」を「非常勤職員及び臨時職員の管理」に改め、同条中「非常勤職員及び臨時職員の管理」を「青森県非常勤職員及び臨時職員の管理規程」に改め、同条を第六章第十三条とする。

別表第一第一号中

「青森県人事委員会 課長印」を
「青森県人事委員会職員 課長印」

に改め、別表第二号の表中「課長印」を「職員課長印」にする。

「青森県三中 管理課 青人管(年次) 青人管親(年次)」を
「青森県三中 管理課 青人管(年次) 青人管親(年次)」にする。

「文書件名簿」を「文書件名簿」に、
「親展文書」を「親展文書」に改める。

「普通文書」	「親展文書」
収発番号	収発番号
月日	月日
来書番号	来書番号
又は発信日	又は発信日
件名	件名
あて名又は差出人	あて名又は差出人
種類	種類
受領者印	受領者印

「普通文書」	「親展文書」
収発番号	収発番号
月日	月日
来書番号	来書番号
又は発信日	又は発信日
件名	件名
あて名又は差出人	あて名又は差出人
種類	種類
受領者印	受領者印

「親展文書」	「普通文書」
収発番号	収発番号
月日	月日
来書番号	来書番号
又は発信日	又は発信日
件名	件名
あて名又は差出人	あて名又は差出人
種類	種類
受領者印	受領者印

「普通文書」	「親展文書」
収発番号	収発番号
月日	月日
来書番号	来書番号
又は発信日	又は発信日
件名	件名
あて名又は差出人	あて名又は差出人
種類	種類
受領者印	受領者印

「普通文書」	「親展文書」
収発番号	収発番号
月日	月日
来書番号	来書番号
又は発信日	又は発信日
件名	件名
あて名又は差出人	あて名又は差出人
種類	種類
受領者印	受領者印

第五号様式及び第六号様式中
「主務課」を「主務グループ」に改める。

規則
この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
人事委員会規則二(三)(人事委員会事務専決代決規則)の一部を改正する規則を
ここに公布する。

平成二十四年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則二 三二（人事委員会事務専決代決規則）の一部を改正する規
則

人事委員会規則二 三二（人事委員会事務専決代決規則）の一部を次のように改正
する。

第七条第一項中「当該事務を主管する」を削り、同条第二項を削る。

第八条中「当該事務を主管する」を削る。

別表第一第九号中「事務局の」の下に「非常勤職員及び」を加える。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第三条関係）

課 長 専 決 事 項

- 一 所属職員の事務分担に関すること。
- 二 所属職員の時間外勤務命令に関すること。
- 三 所属職員の休暇の承認等に関すること。
- 四 所属職員の旅行命令及び旅行復命の受理に関すること。
- 五 職員の証及び職員き章の交付に関すること。
- 六 会議等の傍聴券の発行に関すること。
- 七 県報登載に関すること。
- 八 青森県人事関係法令集の編集に関すること。
- 九 定例又は軽易な照会、回答及び調査等に関すること。
- 十 保存文書その他の資料の閲覧及び借覧の申請並びに当該申請に対する許可に関すること。（事務局長の専決に係るものを除く。）
- 十一 事務局の臨時職員の任用（二月のうちその任用予定期間が十五日未満の場合に限る。）に関すること。
- 十二 青森県情報公開条例第十一条第一項の規定による行政文書の全部又は一部を開示する旨の決定（第九条の規定に係るものを除く。）及び第十一条第一項の規定による行政文書の全部を開示しない旨の決定に関すること。
- 十三 青森県個人情報保護条例の施行に関すること。
- イ 第十六条第一項の規定による保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定（第二十二条の規定に係るものを除く。）及び第十六条第三項の規定による保有個人情報の全部を開示しない旨の決定に関すること。

口 第二十九条第一項の規定による保有個人情報の訂正をする旨の決定及び
同条第二項の規定による保有個人情報の訂正をしない旨の決定に関するこ
と。

ハ 第三十五条第一項の規定による保有個人情報の利用停止をする旨の決定
及び同条第二項の規定による保有個人情報の利用停止をしない旨の決定に
関すること。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則六 一五（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をこ
こに公布する。

平成二十四年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則六 一五（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則六 一五（職員の任用に関する規則）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項を次のように改める。

人事委員会は、各任命権者に対し、第三十三条第一項に規定する選考により採用で
きる職のうちに掲げる職への採用について選考を実施する権限を委任する。

一 行政職給料表五級に格付けされる職若しくはこれに相当する職又はこれらの職
の下の職のうちに掲げる職

ア 第四号及び第五号の職

イ 別表第二第一号及び第二号に掲げる職

ウ 第七号に掲げる職のうち人事委員会が認めるもの

二 単純な労務に従事する職及び非常勤の職

第四十三条第四項第一号を次のように改める。

一 警察官採用試験の実施計画の決定、実施並びに合格者の決定及び名簿の確定
第四十三条第四項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 警察官の階級警視（管理職手当の支給対象職を除く。）以下の職のうち第三十
三条第一項第四号及び第五号の職への採用についての選考の実施
第四十四条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二項を次のよう

に改める。

2 警察本部長は、前条第四項第一号の規定により委任された事項を処理しようとする場合は、試験の実施計画、判定基準及び評定基準について、同項第三号の規定により委任された事項を処理しようとする場合は、選考の実施要領、判定基準及び評定基準についてあらかじめ人事委員会に協議しなければならない。

第四十四条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 任命権者は、前条第一項第一号の規定により委任された職への採用について選考を実施する場合は、選考の実施要領、判定基準及び評定基準についてあらかじめ人事委員会に協議しなければならない。

別表第二第二号中「保健師」、「准看護師」、「診療エックス線技師」、「衛生検査技師」及び「あん摩マッサージ師、はり師、きゆう師、柔道整復師」を削る。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則六 一八 (公益的法人等への職員の派遣等) の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則六 一八 (公益的法人等への職員の派遣等) の一部を改正する規則

人事委員会規則六 一八 (公益的法人等への職員の派遣等) の一部を次のように改正する。

別表第一中「財団法人二十一あおもり産業総合支援センター」を「公益財団法人二十一あおもり産業総合支援センター」に、「社団法人青森県観光連盟」を「公益社団法人青森県観光連盟」に、「財団法人青森県体育協会」を「公益財団法人青森県体育協会」に、「一般社団法人青森県工業会」を「一般社団法人青森県工業会」を

公益社団法人あおもり農林業支援セン

に改める。

ター」

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 ○ (給料等の支給) 等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 ○ (給料等の支給) 等の一部を次のように改正する規則

人事委員会規則七 ○ (給料等の支給) 等の一部を次のように改正する。

第一条 人事委員会規則七 ○ (給料等の支給) の一部を改正

第一条中「第二十二條」を「第二十六條」に改める。

(人事委員会規則七 四四 (通勤手当) の一部改正)

第二条 人事委員会規則七 四四 (通勤手当) の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二條」を「第二十六條」に改める。

(人事委員会規則七 四七 (産業教育手当の支給を受ける実習助手の範囲) の一部改正)

改正)

第三条 人事委員会規則七 四七 (産業教育手当の支給を受ける実習助手の範囲) の

一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二條」を「第二十六條」に改める。

(人事委員会規則七 五五 (復職時等における号給の調整) の一部改正)

第四条 人事委員会規則七 五五 (復職時等における号給の調整) の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十一條の三」を「第二十三條」に改める。

第二条第一項中「第二十一條の三」を「第二十三條」に改める。

(人事委員会規則七 六二 (初任給調整手当) の一部改正)

第五条 人事委員会規則七 六二 (初任給調整手当) の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二條」を「第二十六條」に改める。

(人事委員会規則七 六五 (宿日直手当) の一部改正)

第六条 人事委員会規則七 六五(宿日直手当)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二條」を「第二十六條」に改める。

(人事委員会規則七 八(期末手当及び勤勉手当)の一部改正)

第七条 人事委員会規則七 八(期末手当及び勤勉手当)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二條」を「第二十六條」に改める。

(人事委員会規則七 八一(災害派遣手当)の一部改正)

第八条 人事委員会規則七 八一(災害派遣手当)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二條」を「第二十六條」に改める。

(人事委員会規則七 八五(寒冷地手当)の一部改正)

第九条 人事委員会規則七 八五(寒冷地手当)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二條」を「第二十六條」に改める。

(人事委員会規則七 八六(農林漁業普及指導手当)の一部改正)

第十条 人事委員会規則七 八六(農林漁業普及指導手当)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二條」を「第二十六條」に改める。

(人事委員会規則七 九五(地域手当)の一部改正)

第十一条 人事委員会規則七 九五(地域手当)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二條」を「第二十六條」に改める。

(人事委員会規則七 一九(住居手当)の一部改正)

第十二条 人事委員会規則七 一九(住居手当)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二條」を「第二十六條」に改める。

(人事委員会規則七 一三三(義務教育等教員特別手当)の一部改正)

第十三条 人事委員会規則七 一三三(義務教育等教員特別手当)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二條」を「第二十六條」に改める。

(人事委員会規則七 一五九(単身赴任手当)の一部改正)

第十四条 人事委員会規則七 一五九(単身赴任手当)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二條」を「第二十六條」に改める。

(人事委員会規則七 一六二(管理職員特別勤務手当)の一部改正)

第十五条 人事委員会規則七 一六二(管理職員特別勤務手当)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二條」を「第二十六條」に改める。

(人事委員会規則七 一六六(扶養手当)の一部改正)

第十六条 人事委員会規則七 一六六(扶養手当)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二條」を「第二十六條」に改める。

(人事委員会規則七 一九一(平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料)の一部改正)

第十七条 人事委員会規則七 一九一(平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料)の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「第二十一條の第三第一項」を「第二十三條第一項」に改める。

第四条第一項第三号中「第二十一條の第三第一項」を「第二十三條第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。

人事委員会規則七 二七(警察職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 二七(警察職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 二七(警察職員の特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第二条第十三項第五号の次に次の一号を加える。

六 暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するために行う保護対策の業務

第五条第十七項第五号の次に次の一号を加える。

六 第二条第十三項第六号に掲げる業務 八百二十円

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二條」を「第二十六條」に改める。

第十四条第二項中「「上級」」の下に「及び「警察官A」」を、「「初級」」の下に「及び「警察官B」」を加える。

第十五条第一項第一号中「「上級」」の下に「及び「警察官A」」を、「「初級」」の下に「及び「警察官B」」を加える。

別表第二の警察職給料表級別資格基準表の表中

初級	中級	上級
高校卒	短大卒	大学卒
○	○	○
二 五	二 五	二 五
一〇	八	五
一六	一四	二
一六	一六	一三
一八	一八	一五
二〇	二	二

を

警察官A	警察官B
高校卒	○
二	二
三	三
五	五
六	六
二	二
二	二

に改める。

別表第二の医療職給料表(二)級別資格基準表の表中

獣医師	薬剤師
短大卒	大学卒
○	○
二 五	二 五
八	五
二	三
八	五
三	三
別に定める	別に定める
別に定める	別に定める

を

別表第三の警察職給料表初任給基準表の備考中「卒業者」の下に「その他部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められる者」を加える。

別表第六の医療職給料表(二)初任給基準表の表中

獣医師	薬剤師
大学卒	短大卒
○	○
二 五	二 五
八	五
三	三
八	五
三	三
別に定める	別に定める
別に定める	別に定める

に改める。

別表第三の警察職給料表初任給基準表の備考中「卒業者」の下に「その他部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められる者」を加える。

別表第六の医療職給料表初任給基準表の表を次のように改める。

試験	試験
警察官A	警察官B
大学卒	大学卒
○	○
二 五	二 五
八	五
三	三
八	五
三	三
別に定める	別に定める
別に定める	別に定める

別表第六の警察職給料表初任給基準表の備考中「卒業者」の下に「その他部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められる者」を加える。

別表第六の医療職給料表(二)初任給基準表の表中

薬剤師	大学卒
二級一号給	二級一号給

を

薬剤師	大学卒
二級一号給	二級一号給

に改め、同表

獣医師の項中「二級一三号給」を「二級一五号給」に改め、同表の備考に次の一項を

加える。

3 薬剤師法の一部を改正する法律（平成十六年法律第一三四号）附則第三条の規定により薬剤師となつた者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学六卒」の区分によるものとする。

別表第六の医療職給料表(三)初任給基準表の備考第三項中「第二十一条第三号」を「第二十一条第四号」に改める。

別表第七の行政職給料表昇格時号給対応表中

58
58
58
58
59
59
59
59
60
60
60
60
60
61

を
に改める。

57
58
58
58
58
58
59
59
59
59
60
60

別表第七の警察職給料表昇格時号給対応表中

90
91
92
93
93
94
94
95
95
96
96
97
98

を
に、

89
90
90
91
91
92
92
93
94
95
96
97
98

を
に改める。

105
106
106
106
107
107
107
108
108
108
109
109
110
110

別表第七の教育職給料表(一)昇格時号給対応表中

58
58
59
59
60
60
61
61
61
61
62
62
62

62
63
63
63
64
64
64
65
65
65
65
65
65
66
66
66
66
66
66
66
67
67
67
67
68
68
68
68

68
68
68
69
を
57
58
58
58
59
59
59
60
60
60
61
61
61
61
62
62
62
62
63
63
63
63
64
64
64
64
65

65
65
65
65
66
66
66
66
66
66
66
66
67
67
67
67
67
67
67
67
67
67
67
68
68
68
68
に改める。

別表第七の教育職給料表(二)昇格時号給対応表中

66
66
66
66
66
67
67
67
67
67
67
67
68
68
68
68
68
69

69
69
69
70
70
70
70
70
71
71
71
71
71
72

を
に改める。

70
70
70
71
71
71

別表第七の医療職給料表(三)昇格時号給対応表中

86
86
86
87
87
87
87
88
88
88
89
89
90

90
90
91
91
91
92
92
92
93
93
93
93
94
94
94
94
95
95
95
95
96
96
96
96
97
97
97
97
98
98
98
99
99

85
86
86
86
86
87
87
87
87
88
88
88
88
89
89
89
90
90
90
90
91
91
91
92
92
92
93
93
93
93
94
94
94

に改める。

95
95
95
96
96
96
96
97
97
97
98
98

附則

(施行期日)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条の改正規定 平成二十四年七月一日

二 別表第六の医療職給料表(三)初任給基準表の備考第三項の改正規定 公布の日

人事委員会規則七 五一（へき地手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 五一（へき地手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 五一（へき地手当等）の一部を次のように改正する。

別表第二の小学校の表中

「二枚橋小学校 むつ市大畑町釣屋浜二二の七二
東田沢小学校 東津軽郡平内町大字東田沢字無沢二の

「二枚橋小学校 むつ市大畑町釣屋浜二二の七二」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を次のように改正する。

「地域県民局の部長(区分六類のものを除く。)

別表第一知事の事務部局の項中 東青地域県民局地域健康福祉部保健総室長

環境保健センター所長

「地域県民局地域連携部長

東青地域県民局県税部長

地域県民局地域健康福祉部長

地域県民局地域農林水産部長

地域県民局地域整備部長

西北地域県民局地域健康福祉部保健総室長

削り、「地域県民局県税部長」の下に、「(区分五類のものを除く。)」を加え、「地

域県民局地域農林水産部東青地方漁港漁場整備事務所長」を、「地域県民局地域農林水

産部漁港漁場整備事務所長(職務の級行政職給料表七級のものに限る。)」に、

「消防学校長」を 「消防学校長

環境保健センター所長

「総括副参事

建築工事総括検査監

に改め、「環境保健センター次長」及び「知事秘書」を削り、

「白糠バイパス整備推進監」を 「白糠バイパス整備推進監」に改め、「精神保健医長」
を削り、同表教育委員会の事務部局の項中「スポーツ健康課全国高校総体推進室長」
を削る。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭